

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 5月 1日～ 2028年 4月 30日までの 3年間

2. 内容

目標1：有給休暇の取得率の向上。制度および手続きの見直し  
育児休業および産後の時短勤務等、制度の周知

＜対策＞

- 2025年 5月～ 年次有給休暇の取得状況の把握。取得率の少ない社員および事業所に働きかける。
- 2025年 5月～ 順次、各事業所に育児休暇に関する資料を提示し、全社員に制度の周知を図る。

目標2：2028年度中に、年次有給休暇の一人あたりの取得率日数を8日以上にする  
育児休業取得の促進。

＜対策＞

- 2025年 5月～ 有給休暇を取得しやすくするため、有給休暇取得時の代替職員を用意に手配できるようにする等、職場環境の整備を行う。
- 2025年 5月～ 順次、管理職に対して制度に関する研修等を開催し、職員が育児休業を取得しやすい環境の整備を行う。